

令和 7 年度茨城県地域猫活動推進事業実施要領

第 1 目的

本事業は、地域猫活動に取り組む市町村や地域を茨城県が支援することにより、県内に地域猫活動を普及・定着させ、飼い主のいない猫の適正管理を図り、快適な生活環境の保持増進に寄与することを目的とする。

第 2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 地域猫活動

飼い主のいない猫の過剰繁殖や糞尿による被害等を防止するために、地域住民などの活動者が主体となって行う不妊去勢手術や餌の管理、排泄物の処理等の活動をいう。この活動は、不妊去勢手術による一代限りの飼養や新しい飼い主探しにより将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としている。

(2) 地域猫活動グループ

地域住民、ボランティア及び動物愛護推進員等で構成される地域猫活動に取り組むグループをいう。

なお、当該事業における地域猫活動グループは、2 世帯以上の地域住民が入っていることを条件とする。また、その他の条件については、当要領で定める条件を満たす範囲で、各市町村が定めることができる。

※ 地域住民にはその地域の学校や会社等に継続的に通う者を含めることとする。

(3) 協力動物病院

本事業に協力し、地域猫活動グループの依頼により不妊去勢手術等を実施する動物病院をいう。

(4) 活動対象地域

市町村が猫による環境問題を把握したうえで、地域猫活動を推進する地域をいう。

(5) 申請区分

市町村が申請する手術補助券の区分をいう。

協議会…市町村動物愛護協議会を設置し、本事業以外に県からの助成（生活衛生課が所管する事業であって動物愛護関係の助成に限る。）を受けていない市町村が申請する手術補助券をいう。当該年度中に 30 枚を上限に申請することができる。

一 一般…協議会区分以外の手術補助券をいう。

協議会区分の上限枚数を超える手術補助券は当該区分で申請すること。

第 3 県が行う支援の内容

県は、地域猫活動を導入し、その体制を整備しようとする地域猫活動グループに対し、次に掲げる支援を行う。

(1) 技術的支援

- ① 地域猫活動への地域住民の理解を深めるために市町村が開催する説明会等への参加
- ② 県民に活動を周知するためのチラシの作成、配布
- ③ 猫の捕獲器の貸与（各市町村から県へ依頼）

④ 生活衛生課又は動物指導センター職員による助言等

(2) 猫の不妊去勢手術に関する支援

- ① 事業を実施する市町村又はその近隣の市町村に所在する動物病院との本事業の実施に係る調整
- ② 手術補助券による、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部負担

第4 事業の実施方法

(1) 手術補助券の申請及び使用等に係る手続

- ① 市町村は、地域住民からの相談に基づき地域に生息する飼い主がいない猫の頭数等を確認し、活動対象地域を選定する。
- ② 市町村は地域住民との話し合いを行い、地域猫活動グループの組織化を促し、地域住民と問題点の整理と解決に向けた事業計画の作成を補助する。
- ③ 市町村は、地域猫活動認定申請書（様式第2号）に、地域猫活動グループが作成した地域猫活動事業計画書（様式第1号 ※原本写し）と活動予定地域の概略地図を添付し、県に対し別の要項で定める「手術補助券」の交付を、下表に定める申請受付期間ごとに申請する。

県は、市町村から提出された活動認定申請内容を別記の基準により審査し、手術補助券の交付が適当と認めた時は、地域猫活動認定通知書（様式第3号）により通知するとともに手術補助券を交付し、手術補助券の交付が適当でないと認められる活動地域がある場合には、地域猫活動手術補助券不交付通知書（様式第4号）により通知する。

なお、一般区分により交付する手術補助券は、申請枚数を上限とし、申請受付期間ごとに定めた交付予定枚数を参考に、按分により決定する。

※ 申請受付期間及び交付予定枚数

	申請受付期間	交付予定枚数
第1期	令和7年4月14日～令和7年4月30日	1,200枚
第2期	令和7年7月1日～令和7年7月31日	500枚
第3期	令和7年11月4日～令和7年11月28日	200枚

※ 申請受付期間ごと各グループ1回までの申請とし、申請できる手術補助券の上限は20枚とする。

※ 同一活動地域において2期目以降の申請をする場合には、地域猫活動実績報告書（様式第5号）により、先に交付した一般区分の手術補助券の過半数が使用されていることが確認されている場合、かつ実績報告時点で未使用の一般区分の手術補助券を返納した場合に限り、交付の対象とする。

※ 協議会区分の手術補助券は、優先的に申請・使用すること。

※ 手術補助券の有効期間（手術実施の期間）は令和8年3月31日までとする。

④ 市町村は、本事業の実施にあたり、助言及び捕獲機等の支援を県に要請することができる。捕獲機の貸し出しを希望する場合は、動物指導センター（TEL 0296-72-1200）保護指導課へ連絡すること。捕獲機は不妊去勢手術を終了した日又は手術補助券の有効期間満了日のいずれか早い日から20日以内に茨城県動物指導センターへ返却すること。

⑤ 市町村は、協力動物病院において予定していた全ての猫（活動中に所在が不明になった等不妊去勢手術が不要となった猫は除く）の不妊去勢手術を終了した日又は手術補助券の有効期間満了日のいずれか早い日

から20日以内に、実績報告書（様式第5号）を県に提出するものとする。

⑥ 市町村は、地域猫活動グループの不妊去勢手術等の進捗状況を定期的に情報収集し、不妊去勢手術

の対象とする猫がいなくなる等の理由により不要となった「手術補助券」については、実績報告書に添えて県に返納するものとする。

(2) 地域猫活動グループによる活動の実施

- ① 地域猫活動では、住民の理解を得ることが必要であり、市町村、地域住民、区長及び給餌活動を行う者等関係者で十分に話し合う。
- ② 地域猫活動グループは、活動地域内住民への周知、給餌活動等の役割分担、協力動物病院との事前交渉を行う。
- ③ 地域猫活動グループは、地域猫活動を行おうとする地域に対し、活動の実施及び飼い猫の屋内飼養について周知徹底する。
- ④ 地域猫活動グループは、協力動物病院における不妊去勢手術の依頼や猫の世話等の地域猫活動を実施する。
- ⑤ 地域猫活動グループは、市町村の補助のもと、地域猫活動事業計画書（様式第1号）を作成し、市町村に提出する。
- ⑥ 地域猫活動グループは、不妊去勢手術の対象となる猫がいなくなる等「手術補助券」が不要になった日又は手術補助券の有効期間満了日のいずれか早い日から20日以内に、（様式第5号別紙）により活動実績の内容を市町村に報告する。

(3) 協力動物病院における不妊去勢手術の実施

- ① 地域猫活動グループからの手術依頼に基づき、一時保護された飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施する。
※ 「手術補助券」の交付日より前の日に行われた不妊去勢手術は、本事業の対象とは見なさない。
- ② 協力動物病院は、持ち込まれた猫の不妊去勢手術を実施する際に、当該猫が不妊去勢手術済みであることが外見上判明するよう耳先をV字にカットする。また、麻酔をかけた後に手術済みであることが判明した場合も、飼い主のいない猫であることを確認し、できる限り当該措置をおこなう。
- ③ 協力動物病院は、必要に応じ手術実施後の猫の管理方法等について、地域猫活動グループへ助言する。
- ④ 協力動物病院は、県に実績報告を行い、手術に係る手数料の請求を行う。
なお、手数料の支払いに関する具体的な方法については別途定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記

審査基準

項目	基準
申請内容	申請書の記載に不足がないこと。
活動対象地域	活動地域が対象となる猫の生息範囲と一致していること。
現状・問題点	生活環境への被害があること。 例) 糞尿被害、鳴き声、器物等の損壊、交通事故等による猫の死体の放置、不適切な給餌による生活環境の悪化 等
地域猫活動グループ	グループ内に複数世帯の地域住民がいること。
地域住民への周知	自宅訪問や資材を用いた周知を実施できること。(実施予定も含む)
役割分担	エサ、トイレ等の管理ができること。
協力動物病院	協力動物病院があること。(見込みも含む。)
同一活動地域での再申請	同一活動地域における地域猫活動実績報告書が提出されていること。 先に交付した手術券の過半数が使用されていること。 実績報告時点で未使用の手術補助券が返納されていること。

地域猫活動事業計画書

1 活動対象地域(行政区単位で記載)

地域名：

※ 活動予定地域の地図を添付すること（トイレ、餌やりの場所、活動範囲を太字で記入）。

2 現状・問題点（該当する項目を選択）

☐糞尿被害 ☐鳴き声 ☐器物等の損壊 ☐交通事故等による猫の死体の放置 ☐不適切な給餌☐その他（自由記載：）

3 地域猫活動グループ員と役割分担(任意の様式も可) ※代表者は地域住民とすること。

役 割	氏 名	住 所
代表者（連絡調整役）※		
給餌の管理		
トイレの清掃		
捕獲機の設置及び管理		
協力動物病院への猫の搬入		
活動地域の見回り		
その他（飼い主探し等）		

4 飼い主のいない猫の推定生息数及び手術予定頭数

	雄 猫	雌 猫	性別不明	合 計
推定生息数				
手術予定数				

5 不妊去勢手術を行う協力動物病院 ※複数可、事前に了承を得ること。

協力動物病院名	所 在 地	連絡先

【了承・同意事項】

- 1 地域住民へ周知を行っています。
- 2 動物病院へ費用を含む当事業の説明を行い、了承を得ています。
- 3 地域住民間及び対象猫に飼い主が現れた等のトラブルは、グループで解決します。
- 4 手数料の支払の対象は不妊去勢手術及び当該手術に付随する獣医療にかかる費用であり、費用金額が県の補助額を上回る場合、手術依頼者が負担することを同意します。

以上の全ての事項について、了承・同意します。

地域猫活動グループ代表者 氏名_____（直筆の署名）

様式第 2 号

第 号
令和 年 月 日

茨城県保健医療部生活衛生課長 殿

市町村 課長
(公 印 省 略 可)

地域猫活動認定申請書

様式第 1 号のとおり地域猫活動を実施したいので、以下のとおり手術補助券（茨城県地域猫活動推進事業手数料支払要項様式第 1 号）の交付を申請します。

- 1 申請区分及び申請枚数 ☐協議会 _____枚
(申請する区分に☑を記載) ☐一般 _____枚

- 2 手術補助券の交付を申請する活動地域等
(内訳)

申請区分	活動対象地域	申請枚数	2 回目以降の申請にあつては認定番号
協議会			
一 般			
合計			

(市町村担当者所属： 担当者氏名：)

(添付書類)

様式第 1 号 ※原本写し

活動予定地域の概略地図

様式第 3 号

生衛第 号
令和 年 月 日

(市町村担当課長名等) 殿

茨城県保健医療部生活衛生課長

地域猫活動認定通知書

令和 年 月 日付け（記号番号）で申請のあった地域猫活動の不妊去勢手術にかかる「手術補助券」を下記のとおり交付します。動物病院において不妊去勢手術を 1 頭実施する毎に別添の手術補助券が 1 枚必要となります。

なお、再発行はできませんので、紛失・誤配等の無いよう適切に管理保管願います。

記

手術券交付枚数 _____ 枚

(交付内訳)

申請区分	活動対象地域	認定番号	交付枚数	手術補助券番号
協議会				
一 般				
合計	—	—		—

生衛第 号
令和 年 月 日

(市町村担当課長名等) 殿

茨城県保健医療部生活衛生課長

地域猫活動手術補助券不交付通知書

令和 年 月 日付け(記号番号)で申請のあった地域猫活動について、地域猫活動推進事業実施要領に基づき審査を実施したところ、適当でないと認められる活動地域があることから、下記のとおり手術補助券を交付しないこととしたので通知します。

記

審査の結果

活動地域	審査項目	審査基準	適否	審査結果
	申請内容	地域猫活動事業計画書の記載に虚偽及び不足がないこと。		
	活動対象地域	活動地域が対象となる猫の生息範囲と一致していること。		
	現状・問題点	生活環境への被害があること。		
	地域猫活動グループ	グループ内に複数世帯の地域住民がいること。		
	地域住民への周知	自宅訪問や資材を用いた周知を実施できること。		
	役割分担	エサ、トイレ等の管理ができること。		
	協力動物病院	協力動物病院があること。(見込みも含む。)		
	同一活動地域での再申請	同一活動地域における地域猫活動実績報告書が提出されていること。 先に交付した手術券の過半数が使用されていること。 実績報告時点で未使用の手術補助券が返納されていること。		

様式第 5 号

第 号
令和 年 月 日

茨城県保健医療部生活衛生課長 殿

市町村 課長
(公 印 省 略 可)

地域猫活動実績報告書

茨城県地域猫活動推進事業により、下記のとおり地域猫活動を実施しましたので別紙のとおり実績を報告します。

記

申請区分	認定番号	活動対象地域	手術補助券 交付枚数	手術補助券 使用枚数	手術補助券 返納枚数
協議会					
一 般					

(添付書類)

様式第 5 号別紙

不要となった手術補助券（返納する場合に限る）

様式第 5 号別紙

(活動対象地域毎に作成すること)

1 市町村記入欄

(1) 活動対象地域 (認定番号 _____)

地域名 :

(2) 市町村担当者所属 :

担当者氏名 :

(3) コメント欄 (当該地域について何かコメントがあれば記載)

(4) 追加の手術補助券交付希望の有無 : 有 ・ 無 ・ 未定

2 地域猫活動グループ記入欄

(1) 交付された手術補助券の使用状況

	協議会	一般
交付枚数		
使用枚数 (雄猫)		
使用枚数 (雌猫)		
返納枚数		

(2) 地域猫活動を実施したことによる主な効果 (以下の選択肢から 3 つまで選択)

ア 野良猫の減少・繁殖の防止

イ 糞尿被害に関する苦情等の減少

ウ 鳴き声に関する苦情等の減少

エ 生活環境の改善

オ 猫の交通事故の減少

カ 近隣住民への適正飼養に関する啓発効果

キ その他 (自由記載)

()

(3) 地域猫活動を実施する上での問題点

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・